

令和5年第2回由利本荘市議会定例会（6月）会議録

令和5年6月5日（月曜日）

議事日程第4号

令和5年6月5日（月曜日）午前9時30分開議

第1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者 1番 阿部十全議員

第2. 提出議案に対する質疑

第3. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第122号から議案第125号まで 4件

第4. 提出議案・請願・陳情の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

本日の会議に付した事件

議事日程第4号のとおり

出席議員（21人）

1番 阿部十全	2番 小川幾代	3番 佐藤正人
4番 佐々木隆一	5番 大友孝徳	6番 松本学
7番 佐藤義之	8番 佐藤健司	9番 小松浩一
10番 泉谷赳馬	11番 甫仮貴子	12番 堀井新太郎
14番 三浦晃	15番 正木修一	16番 吉田朋子
17番 高橋信雄	18番 長沼久利	19番 高橋和子
20番 渡部聖一	21番 三浦秀雄	22番 伊藤順男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長 湊貴信	副市長 佐々木司
副市長 三森隆	教育長 秋山正毅
企業管理者 三浦守	総務部長 小川裕之
市民生活部長 熊谷信幸	産業振興部長 齋藤喜紀
観光文化スポーツ部長 高橋重保	教育次長 木内卓朗
消防長 佐藤英樹	管財課長 河村伸宏
農山漁村振興課長 土田智之	エネルギー政策課長 渡辺幸弘
文化・スポーツ課長 長谷川潤一	

議会事務局職員出席者

局長 鎌田直人	次長 齋藤剛
書記 村上大輔	書記 松山直也

午前 9時30分 開 議

○議長（伊藤順男） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は21名であります。出席議員は定足数に達しております。

○議長（伊藤順男） それでは、本日の議事に入ります。

この際、お諮りいたします。本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程を配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

○議長（伊藤順男） 日程第1、先週に引き続き、一般質問を行います。

なお、質問者は答弁に対する再質問の際は、項目番号、項目名を明確に告げて、簡潔な発言に努めていただきたいと思います。

発言の通告がありますので、質問を許します。

1番阿部十全さんの発言を許します。1番阿部十全さん。

【1番（阿部十全議員）登壇】

○1番（阿部十全） おはようございます。9番目のくじを引いて、私、今日一人、一般質問の最後になりました。8人の皆さんの質問を聞いて一番多かったのが大物忌神社なのかなという、皆さん、大変興味を持って、いわゆるスラムダンクというアニメーションで大化けした感じなんです。

それで、この間、ちょっとおもちゃ館に行きまして、ずっと美術館の頃から、鮎川駅から車の移動サービスをしてくださっておりますおじちゃまがおりまして、その方としばらく話し込んでおりました。

当時の頃からすると大分お客様も減ったんだけど、「十全さん、今、鮎川から森子まで歩いて行く人いるんだよ」って、あの神社まで、あと、黒沢からもどうやら歩いている人がいるらしいというようなことで、一時期のブームではあろうとは思いますが、オープン当時を思わせるわくわく感がそのおじちゃんにもあって、非常にたくさんの方が見えてくれていて、楽しいということをおっしゃってくれました。

私はその日、おもちゃ館に行ったんですが、何か、例えば割引券とか、来た方に、100円の寄附の自動販売機みたいなのがあって、100円入れると、そこでおもちゃ館が半額で見れますよとか、そういうのを1個置いておいてもらって、100円の寄附とか、そんな感じの自動販売機みたいなのをあそこの森子のところに置いたらどうだろうとか、無料券でもいいんですけどね、そんなことを考えてしまいました。

ということで、ちょっとそのおもちゃ館について、大項目1、そして大項目2は風力発電についていろいろと質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。

大項目1、「鳥海山 木のおもちゃ館」について、中項目（1）安全を考慮した備品設備の充実、施設の保全について伺います。

にぎわいを取り戻しました各施設の中で、とりわけ来場者が多かった一つに木のおもちゃ館があります。関係者、スタッフの努力が形として現れたものと思い、敬意を表します。

4月23日のオープンイベント、あゆかわマルシェ開催日でした。たくさんの親子連れでにぎわっておりました。お昼頃、屋外の様子を見て回っていたとき、突風が吹き、設置された10余りのテントのうち、ちょうど私の目の前のテントも浮き上がり、居合わせた数人で押さえたけれども、屋根の構造の骨組みが折れ曲がり、テントの一部が潰れた状態になったのでした。けが人が出てもおかしくないくらいでしたが、職員らしき人がいたので、テープか、ひものようなものを用意してくださいとお願いしたのですが、他の対応もあつたらしく、ひももテープも頂けませんでした。近くのテントで出店していた人がテープやテントの水袋のおもしを用意してくれて養生できました。後ほど聞いたところですが、このアテンダントの皆様は市の職員の方でございました。ありがとうございました。時間的には5分間くらいの出来事でした。周辺に施設スタッフらしき人は見かけられませんでした。

一例として挙げましたが、お尋ねしたいのは、市の運営方針として、利用者の安全と快適性を確保し、施設の補修、改修を進め、適正な施設の管理運営に努めるとありました。そして、木のおもちゃ館のほうでは木育事業の文化施設として、乳幼児から木の触れ合いを通して感性豊かな心を育む機会の施設として位置づけられていることです。

実際におもちゃ館は、特に親子連れの来客が多いこと、市外などからの来場者は施設に不慣れであること、屋外施設は広い敷地なので目が届きにくいことなどを踏まえると、市としても通常のイベントより安全性を一番に考えた準備を整えておかなければならない施設です。

そこで伺います。安全を考慮した備品設備の充実、施設の保全について2点伺います。

1点目は、指定管理者と市は、おもちゃ館がこれまでのおもちゃ美術館より、屋外施設の充実や子供の感受性豊かな心を育む遊びの場の提供となること、また、多彩なイベントも予定されていることを承知して話合いを持たれたと思います。年間を通した来場予定者の数、年齢層等を考慮した安全対策は話し合われたのか伺います。

もう1点です。イベント時の来客の安全を第一に考えた備品設備の充実、施設の保全をすべきです。簡易テントではなく常設施設の設置、または校舎内でイベントを行う方向で来客の安全を確保すべきと考えますが、市の安全に対する対策を伺います。

同じく、大項目1、中項目（2）万が一に備えた人員の配置について伺うものです。

万が一に備えた従業員教育、スタッフ等の研修は、子供の来場が多い現場にいる者としては重要です。おもちゃ館は屋内外に遊具や広場があり、屋外は天候で状況が変わりますが、事故はあり得るものと考えるのが当たり前であり、万が一に備えた訓練を受けた人、安全管理に精通している人など、人員の配置を指定管理者に要請していたのか伺います。

続いて、中項目（3）アテンダントの在り方について伺うものです。

おもちゃ美術館からおもちゃ館となりました。新たな方向性を持った施設として再出発する「鳥海山 木のおもちゃ館」です。管理するNPO法人は、おもちゃ美術館時の指定管理者と同じ団体です。新しいホームページにアテンダントは、子供たちと共に木に親しみ、学び、見守るボランティアとなっています。ボランティアに位置づけられているアテンダント養成講座があるようですが、一般ボランティアとNPOのアテンダントとは全く違うものであり、以前に同団体からボランティアに誓約書を書かせることがありましたが、違いを認識した運営に心がけていただきたいというお願いであります。

ボランティアは、お手伝いをしたいと思ったださる個々人の善意の行為であり、無償で提供し、無償で受け入れるのが基本です。必要であれば講習等を受けて、適材適所の場面で活動できるように受け入れていただければありがたいです。

おもちゃ館アテンダントの中には自費で養成講座等を受講し、スキルアップし、施設のスタッフとして活動して来館者に接している方もおられるようです。

読んで字のごとくアテンダントとは、付添人、お供、接客係、利用者に対するサポートやアシストをする人であり、安心して接することのできるアテンダントがいる施設であることと、木の触れ合い、遊びを通して、そこから得られる様々な効果をおもちゃ館に導いてくれる優しさあふれるアテンダントの存在こそが、施設の顔と言っても過言ではありません。

アテンダントの在り方次第では、来客数に反映されることもあると思います。地元にとって、外部にとっても、施設の存在する価値を高めてくれるのがアテンダントの存在だと思っております。

そこで伺います。自費で講習や講座を受けているそうですが、市はアテンダントの在り方についてどのようにお考えなのか伺います。

また、アテンダントの活動の要は何であるのか、市のお考えをお尋ねいたします。

同じく、大項目1、中項目(4)木工品を特産品やふるさと納税返礼品にすることについて伺わせていただきます。

ふるさと納税返礼品、木工というのをインターネットで検索いたしますと、全国では商品価値のない木材や製材後の未利用部材などを利用した小さな木のおもちゃばかりではなく、木の遊具を家庭用に小型化したり、椅子、テーブルなどもデザイン性の高いものから、汎用品、アウトドア仕様など、様々なものをふるさと納税の返礼品として取り扱っているようです。

本市も、これまで誕生祝い品として喜んでいただいております。おもちゃ館でも、おでかけおもちゃ箱としてレンタルで普及を進めてくださっていますが、本市における木材の有効利用を促進するためにも、おもちゃ館のプレゼンによる新たな特産品としておもちゃ館ブランド木工品を売り出せるように、指定管理者と共に共同して支援できないものか、関係性などについて伺わせてください。

質問。昨年度、おもちゃ館で木工品がレンタルされた回数と利用者から寄せられた声などありましたら御紹介をいただきたいと思っております。

また、市が特産品として紹介している木工品と、今後の木工新製品の取組について伺うものです。

もう一つとして、市としてふるさと納税返礼品の企画、製作など、どのように一般の

方とか、こういう指定管理者と関わるものなのか、その仕組み、私のものも返礼品にしたいなという、こんなものが返礼品にしていだければいいなというような思いの方もいらっしゃると思います。どのような方法なのかを導いていただきたいと思っております。

大項目2、風力発電について伺います。5つの項目がありますが、2つは西目の火災に関係するものであります。そして(3)、(4)、(5)は、今、私たちが毎日見ている出羽丘陵に計画されている風車の設置についての質問となります。

それでは、大項目2、中項目(1)住民の不安解消について伺います。

2020年12月20日、ユーラス西目ウインドファーム風力発電施設火災後の市の対応等についてでございますが、民間から通報があり、火災が発生していることが分かりました。事業者は火災が起きていることを知りませんでした。ナセル内部で起きた火災で、外壁の出火までには相当の時間があったものと思われまます。火災には周辺地域に火事触れもなく、消防車も消火作業できない高さで、燃えた外壁の一部が安全を考慮した地域外に飛散しました。幸い雪があつて周辺への延焼を免れたものでした。

築17年を経過しており、火災後に事業を更新する方向を示し、今は撤去作業と建て替えのための準備が行われております。

更新事業について事業者は、環境影響評価法、いわゆる環境アセスに対する評価書を示しました。事業者が工事による動植物や自然環境、事故等に対し、どのような配慮をして更新事業を申請したのかを、市民はインターネットや指定された場所での閲覧ができたのですが、1か月間と公開期間が短く、コピーも取れず、印刷物も一般では見ることができません。

火災後、安全対策の状況把握について令和3年3月議会の一般質問で私が伺ったところ、火災のあった工作物は建築基準法に基づく検査済証で法に適合していること、風車は電気事業法等で規制されているため、消防法の適用外で自動火災報知機等の設置義務はないこと、保安規定に基づく調査を事業者は自治体に届出の義務はないこと、とのお答えをいただきました。そこで伺うものです。

周辺住民の不安解消についてであります。現行法のままであれば、今現在稼働中、まだまだたくさんあります。古くは海士剝の2本が、もうこれは18年くらいなろうとして、かなり古い、何度も修理しているものです。ガイドラインもなく、人家から150メートルとか、そんな近さに建っているものであります。ほかはおおむね10年くらい、もしくはもっと新しいものがほとんどなんです。現在稼働中の風車に同様の火災事故があつた場合に、自治体も事故原因が明らかにされないまま受け入れることとなります。要するに、保安規定に基づく調査を、事業者は自治体に届出等の義務はないということなんです。そうなりますと自治体ばかりではなく、何があつても市民も蚊帳の外になります。周辺住民の不安解消に努めるのが自治体の役目だと思われまます。そこで伺うものです。

風力発電施設に関係する建築基準法、電気事業法、消防法は見直されたのでしょうか。市民に対し関係する法律の改正の有無などの報告や説明は行ったのでしょうか伺います。

もう1点、更新事業を行うに当たり、事故や火災時の周辺住民に対する対処につい

て、事業者から説明や報告を受けたのでしょうか、以上2点伺うものです。

大項目2、中項目(2)土地利用に関する契約について。

さきの火災で燃焼物が風車建設の契約地外で確認されました。風車の規模が大きくなったことで、落下する燃焼物の飛散の範囲が広がることを想定しなければなりません。そこで伺います。

市と事業者との間で土地利用に関する契約を締結していましたが、火災事故等に関する項目は含まれておりませんでした。更新事業では土地利用に関する契約に火災事故等に関する項目は含まれるのか、また、あればその内容の説明を求めるものです。

同じく大項目2、中項目(3)水源涵養地における風車建設による災害を未然に防止することについて伺います。

第2次由利本荘市環境基本計画、第1節の(2)水・土壌環境の欄には、主要河川や地下水、土壌中に係る環境基準項目の測定調査を実施し、水・土壌環境の把握と監視を継続して行いますとありました。

水源涵養地に当たる笹森山、竜馬山、日住山も含まれますが、周辺の風力発電建設は、水害を誘発するおそれがあると思われます。市の調査・測定について伺います。

小友から大内へ抜ける小友峠沿いに計画されている笹森山風力発電事業でございますが、林道を利用して山頂部付近に建設しようとしているようです。建設が予定されている地域は、一部、本市の水源涵養地帯です。小友川は子吉川の支流であり、赤田川、代内川、大荒沢川は芋川に流れております。これらの川は周辺田畑の水源であり、とりわけ小友川、芋川は、ここ数年、集中豪雨による氾濫が続いて土砂崩れも多く、河川改修も遅れがちです。降雨時の被害をできるだけ軽減するために、市の示した施策に従い、風力発電施設の建設で影響があると思われる河川の工事前の水位と水質、土壌環境の把握と監視並びに工事後も同様の測定調査を行うことが必要です。

林野庁と由利森林管理局などの参考資料に基づいて、森林の機能が風力発電工事で損なわれ、被害を引き起こす要因となるのではないかとと思われる事項3点について伺うものです。

要因としての1点目は山林の伐採です。

建設予定地になっている地帯は天然林のブナ、ナラ類を主とする広葉樹林帯と人工林の植林された杉で、地盤は軟らかい褐色森林土壌で伐採作業の重機も入りにくい地盤もあります。伐採された建設予定地周辺を見ると細い谷筋などの起伏もあり、重機の入った溝には、晴天の日でも水が流れていたり、土表に赤褐色の水がたまっているところが多くあります。本来、地表は下草や雑木、腐葉土などで雨水が保水される働きがあり、由利本荘市の水源涵養地に指定されている地帯です。風力発電施設の建設は、これらの地表を剥ぎ取り、掘削し、コンクリートの土台を造り建設することになります。

山が雨水を十分に浸透できない天候の場合、短期の雨でも水が1か所に集中することで排水量が増え、急斜面の土砂崩れ、道路ののり面の崩落などのおそれが発生します。現時点でも毎年のように小規模で数か所に被害がある地帯で、被害の大規模化が懸念されること、これが第1点です。

2点目として、建設に利用される林道拡幅工事と取付道路です。

大型車両の進入に伴い、一部林道の拡幅のため伐採、盛土、整地、舗装をします。加

えて、林道から風車までの入線取付道路も必要で、既存の風車の状況から見ると幅20メートルくらい、長さとして100メートルくらいは伐採、整地され、碎石で起伏を埋め立て、一部舗装されている状況がみられます。

これらの道路は降雨時に水が流れやすく、土砂を流すほどの勢いのある川のようになります。雨水は短時間で下流域の河川へ落ちて、川の流量に影響します。これらの状況から鉄砲水の発生の要因となることが考えられます。

3点目です。工事による水質の変化です。

下流域は農村地帯で、土壌に合った作物を生産しています。土壌の変化や水質の変化は作物に大きな影響を与えかねません。水の濁りは目に見えますが、水質の変化は分かりません。沢水を飲料としている地域や家屋もあるかもしれません。既存の環境基本調査のほかに、ため池や農業用水路など、周辺地域の水利状況を調査する必要があること。

また、日住山周辺は私たちの飲料水として使われている水でもあります。石沢川の大滝の右側には飲料水の大きなプールがあり、その上は湧水となっています。また、日住山の頂上付近まで歩いて行きますと、また右側に、「ここは本荘市の飲料水の水源です。勝手に入らないでください」という立て看板も立っているところです。こうした要因を解決し、風車建設による災害を軽減することが求められます。

3点それぞれについて本市のお考えを伺います。

大項目2、(4)災害時の責任の所在について。

もともと林道は森林管理、保全のため取り付けられているもので、他の利用については地権者や林野庁の許可が必要で、そもそも山地災害のおそれがある整備は許可にならない場所のはずです。

風車建設のため使用される面積、管理用の道路の面積はどれくらいになるのか、全体では笹森山水源涵養地の何%くらいに当たるのか。また、仮に予定どおりの発電事業が行われ、災害が起きて風力発電事業と因果関係が証明された場合、責任の所在は事業者か、許可をした国や県になるのか。災害が起きて因果関係が明らかでない場合の責任の所在はどこになるのか、お尋ねします。

環境への影響軽減、森林保全と林道の安全確保を国や県、事業者に求めたのか、以上、3点伺います。

大項目2、中項目(5)循環する自然環境を守るため尽力すべきことについて伺わせていただきます。

笹森山周辺は動植物の宝庫であり、恵みの山であります。急峻な谷筋には人が入れず自然が残り、鳥や動物たちの保護区でもあります。風力発電施設が建設されると、風、水、音、そして振動など自然環境に与える影響は大きく、他の山の保護区の生態系のサイクルにも多様な影響が及ぶ可能性があると考えられます。

工事に係る山から麓の集落を下に見て、南方向には裾野を広げた鳥海山があり、西には日本海を望むことができます。私たちのこの市役所からも、その出羽丘陵の山並みは歴史的風景そのものです。歌に歌われ、歴史に深く、絵に描かれ、ほこらが祭られ、精神的に深いつながりのある風土です。循環する自然環境を維持するために整備するのが本来であり、未来に残すべき財産です。水源涵養地の保安林を伐採し風車を建て、それ

に合わせ送電塔も建てようとしています。発電場所として提供することについて、もっと思慮深くあるべきと考えます。

誰のため、何のためなのか、美の国あきたはどこへ行こうとしているのか、疑問に思わざるを得ません。先人にどんな言い訳をするのか、子供たちに何を伝承しようとしているのでしょうか。そこで伺います。

循環する自然環境を守るために指定された保安林です。計画されている事業のため、保安林指定を解除しないように関係省庁に働きかけていただきたいのですが、いかがでしょうか。

本市から国に対し、自然環境を維持するために、これ以上風車は要らない、十分に建っている、都会で使う電気は都会でつくってくださいと申入れをしていただきたい、いかがでしょうか。

以上について伺わせていただきます。御答弁よろしくお願いいたします。

【1番（阿部十全議員）質問席へ】

○議長（伊藤順男） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。それでは、阿部十全議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、「鳥海山 木のおもちゃ館」についての（1）安全を考慮した備品設備の充実、施設の保全についてにお答えいたします。

「鳥海山 木のおもちゃ館」では、地域のにぎわいの創出とおもちゃ館への来館のきっかけづくりとして、指定管理者が季節ごとに屋外であゆかわマルシェを開催し、地元の方々からの出店もあって多くの方から訪れていただいております。今では地域の行事としてしっかり定着してきております。

この4月に開催された春のあゆかわマルシェの際には、時折、突風が吹く天候であったため、テントが風にあおられることがあり、御質問にもあったように利用者の方には大変御迷惑をおかけいたしました。

屋外でイベントを実施する際の安全対策については、今回の事案を踏まえ、いま一度十分に注意するとともに天候に応じた対策を強化し、訪れるお客様に安全に楽しんでいただけるよう指定管理者と協議しております。

また、この建物は国登録有形文化財であり、国からは、その景観を阻害する建物の設置は望ましくないとの考え方が示されていることから、隣接地への常設設備の設置は難しく、引き続きイベント時には仮設の設備で実施しなければならないと考えているところであります。

新型コロナウイルス感染症対策による制限が緩和され、入館者数の増加が想定されることから、施設の混雑状況や、特にお子様連れのお客様には十分に配慮して、安全にお客様をお迎えいただくよう指定管理者と申し合わせているところであり、引き続き施設全体の充実に努めながら、利用者の皆様に楽しんでもらえる施設になるよう努めてまいります。

次に、（2）万が一に備えた人員の配置についてにお答えいたします。

「鳥海山 木のおもちゃ館」は、館内のほか、屋外でも木製遊具で遊び、森林公園を

散策するなど様々な形で木に親しむ機会を提供しております。

指定管理者とは、施設の管理に関する基本協定書で「善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない」と定め、仕様書により定期的な巡視や利用者の安全指導、緊急時の対応など安全管理業務についての的確に行うこととしております。

具体的な安全対策として、館内では定例的な避難訓練や不審者対策等の訓練をはじめ、ヒヤリ・ハットの事案が発生した場合の情報共有、定期的な遊具の点検など、お客様の安全確保を十分考慮した運営を行っていただいております。

次に、屋外の施設につきましては、小学生以下のお子様は保護者の方との利用を原則としており、もりのなかにわについては、雨天時や猛暑日には閉鎖するほか、あゆの森公園については、開園前、午前午後・閉園後の見回りをお願いしております。

施設には様々な体験ができる多様なスペースがあり、常時、全フロアや屋外施設にスタッフの配置をすることは難しい面もありますが、指定管理者に対しては引き続き見回りを徹底するなど、危険回避と安全確保にきめ細かく配慮していただくようお願いしてまいります。

次に、（３）アテンダントの在り方についてにお答えいたします。

「鳥海山 木のおもちゃ館」では、館内の案内やおもちゃの遊び方を説明し、来館者により楽しんでもらうためのサポート役として、現在72名の方がおもちゃアテンダントとして登録しており、御都合のつく時間帯に活動いただいております。

活動条件といたしましては、一定の養成講座を受講した上で、月一、二回程度、おもちゃ館での活動に継続的に参加いただける方としており、活動時には交通費及び費用弁償を支給しております。

さらに、スキルアップを希望する方には原材料に係る実費負担を頂いておりますが、指定管理者によるフォローアップ講座が行われております。

おもちゃアテンダント制度は、いろいろな方の力を借りながら施設運営を行うことで、多くの方に親しまれる施設にしようという発想によるものであり、アテンダント活動を通して自らも楽しみながら活動いただいているものと認識しております。

市といたしましては、指定管理者を中心に関係する多くの方々と連携していくことがさらなる施設の充実につながるものと考えており、引き続き利用者の方に楽しんでいただける施設になるよう支援してまいります。

次に、（４）木工品を特産品やふるさと納税返礼品にすることについてにお答えいたします。

市では、木工品に触れ合える機会の創出や木育の観点から、木のおもちゃをレンタルするおでかけおもちゃ箱事業を実施しており、令和４年度実績は延べ７回となっております。

利用者の方からは、「コロナ禍でおもちゃ館に遊びには行けなくても、木のおもちゃで遊べたのがうれしかった」という声や「おでかけおもちゃ箱が楽しかったから、「鳥海山 木のおもちゃ館」にも遊びに行った」といった声も寄せられております。

次に、市が特産品として紹介している木工品としては、誕生祝い品として採用している乳幼児向け玩具をはじめ、指定管理者による子供向けの手作りキット、木工職人による木の万年筆やボールペンなどの日用品があるほか、ふるさと納税返礼品として既に15

品が登録され、中には人気の高いものもあり、今後も登録数を増やしてまいりたいと考えております。

市では、誕生祝い品贈呈事業、木工品展示即売会の開催、市内の木工品を紹介するリーフレットの制作を通し、市内の木工品のPRに取り組んでいるほか、今年度は市の子育て関連施設に木のおもちゃ箱の設置を予定しております。

これらの取組は、木工職人や事業者の製品開発への意欲向上につながるほか、新製品発表の場としての意味もあり、将来的にはふるさと納税の返礼品に登録できるような製品の誕生につながるものと考えております。

今後とも市産材を活用した由利本荘ブランド構築のため、木工職人や事業者との連携を進め、若手木工職人との定期的なミーティングなどを通して、市産材を活用した新製品開発を後押ししてまいります。

次に、2、風力発電についての（1）住民の不安解消についてにお答えいたします。

2020年12月20日にユーラス西目ウインドファームの2号機で発生した火災事故につきましては、ナセルが全焼したほか、ブレードの一部が焼損いたしましたが、火災事故の経過については、早い段階で所管官庁や、県はもとより市にも報告されております。

この火災事故に伴って建築基準法や電気事業法等の見直しはされておりませんが、経済産業省は事業者からの報告を受け、新エネルギー発電施設事故対応・構造強度ワーキンググループの中で事故原因や再発防止策を検証し、その審議結果についてホームページで公開しているほか、事故に関する情報などは事業者のホームページでも確認することができます。

また、2021年6月の運転再開の際には、事業者より近隣住民に対して再発防止などの説明を行ったほか、市の消防本部及び担当部署も説明を受けたところであります。

現在進められている更新事業につきましては、既存の風車を全て撤去し、新しい事業として計画されたものであり、ほかの新規事業と同様に事業者によって環境影響評価の手续や住民説明会等が開催されているところでありますが、過去の火災事故などを踏まえ、事故防止策を徹底した上で事業が実施されるものと認識しております。

市といたしましては、引き続き再エネ事業者に対して事故や火災等への対応として、未然防止に全力で取り組んでいただくほか、市に対して速やかに報告することと併せ、近隣町内、地権者、地域住民に対しても丁寧に対応するよう求めてまいります。

次に、（2）土地利用に関する契約についてにお答えいたします。

風力発電施設の契約対象地につきましては、風車の規模を踏まえたローター直径を基に決定されており、ローター直径が長くなれば、当然拡大するものとなっております。したがって、火災が契約対象地の範囲に影響を与えるものではありません。

また、契約は土地の利用権に関するものであり、その土地に建設した施設について事業者が安全管理に努めることと、第三者に損害を与えた場合に賠償する義務があることは当然のこととありますので、土地所有者である市といたしましては、あらゆる災害を想定し、その対応等に関する責務を契約に入れることは現実的ではないと考えております。

なお、契約上、明記していない事項への対応については、「この契約に定めのない事項、またはこの契約各条項の解釈について疑義が生じたときは、貸主、借主誠意を持っ

て協議する」という条項に基づき対応することになるものと考えております。

次に、（３）水源涵養地における風車建設による災害を未然に防止することについてにお答えいたします。

風力発電施設建設に限らず、林地開発に当たっては、工事中も含め、事業を起因とする災害はあってはならないものであり、当然ながら対策を講じることが大前提となります。

（仮称）笹森山風力発電事業においては、土地の形質変更が見込まれる事業であることから、森林法の定めるところにより、国や県それぞれの許可権者に対して保安林解除や林地開発許可の手续が必要と考えられ、阿部十全議員御質問の山林の伐採による土砂災害、林道拡幅等による水害、工事による水質悪化の３点いずれについても、申請において防災計画概要書や河川協議関係調書などにより審査されることから、十分な対策が講じられるものと考えております。

いずれにいたしましても、市といたしましては環境保全や災害の未然防止については重要なことと捉えており、関係法令や制度に基づき、適切に事業が実施されるよう注視してまいります。

次に、（４）災害時の責任の所在についてにお答えいたします。

（仮称）笹森山風力発電事業につきましては、現段階で具体的な事業規模や風車建設位置などは明らかにされておらず、御質問の風車建設で使用される土地や管理道路の面積及び水源涵養保安林の割合は、お答えできる状況にはありません。

また、本事業における環境影響評価方法書の手续段階において、市では、水源地が存在するため、水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うことを意見書として提出しており、計画が進んだ段階においても、引き続き環境配慮や影響軽減について求めてまいります。

今後の事業展開に当たっては、関係法令に基づき、災害防止策などを十分配慮した計画になるものと考えておりますが、万が一、災害が発生し因果関係が証明された場合には、当然のことながら、第一義的に事業者の責任において対応するものと認識しております。

次に、（５）循環する自然環境を守るために尽力すべきことについてにお答えいたします。

近年、地球温暖化が原因と見られる異常気象が世界各地で確認され、国内でも大型の台風や集中豪雨等、これまでのレベルを超えた気象現象が観測されています。

また、気候変動に関する政府間パネル、I P C Cの第6次評価報告書においては、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広域かつ急速な変化が現れている」との強い警告がなされております。

地球温暖化の原因の1つとされる二酸化炭素削減には、再生可能エネルギーの導入が有効であり、市総合計画においても、再生可能エネルギー及び地域に賦存する様々なエネルギー資源の積極的な利活用を図ることにより、低炭素社会の構築と資源環境型社会の形成を推進するとしています。

市といたしましては、次世代へ豊かな自然環境を引き継ぐため、環境アセスなどの各

種法規制や市再エネガイドラインを遵守した上で適切に導入される再エネ施設の建設につきましては、今後も推進してまいりたいと考えております。

また、御質問の保安林指定の解除につきましては、国や県などにより適切に判断されるものと認識しておりますので、申入れ等を行う考えはありません。

以上であります。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん、再質問ありませんか。

○1番（阿部十全） 御答弁ありがとうございました。それでは、幾つか御質問させていただきます。

大項目1、「鳥海山 木のおもちゃ館」について、（1）安全を考慮した備品設備の充実、施設の保全についてでございます。施設、そういったものの安全管理をするのが市の役割だと考えております。いわゆる危険と思われるテントをこのままでやっていくというお答えをいただきました。どのような安全策をお考えでしょうか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 観光文化スポーツ部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 高橋観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（高橋重保） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

テントの設置につきましては、これまでもおもしろをつけたりして対応してまいりました。今回の突風の際には、そのおもしろをも持ち上げるような風でありましたので、今後は、もし可能であればくいを打ったり、つなげたり、そういったことができないかなというふうなことで現場のほうでは協議をさせていただいております。

ただ、路面がアスファルトであるということ、それからスペースが一定程度限られているということから、いろいろな方面の対策について、この後協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） アスファルトというか、コンクリートのところで非常に安定させることが難しいところではありますが、いろいろ工夫していただきたいと思っております。

これが国の財産の一部なので、いろいろ変更することはできないというふうにお答えいただきましたが、私が考えるには、例えば駐車場の後ろのほうに学校の自転車小屋風にして、電気も設備された、見るからにイベント用に造ったものではなく、自転車小屋としてふだんはある、そういった姿で安全な屋根がついて、電気も通っているものをそこに設置するということが不可能でございましょうか。

○議長（伊藤順男） 高橋観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

設置する場所、それからどのような形で設置するかによって制限は変わってくるかというふうに認識をしております。木のおもちゃ館というのは東北でも最大規模の木造校舎として指定をされておりますので、それが損なわれるような環境は好ましくないというふうな御指導をいただいております。議員が今おっしゃったように、例えばずっと離れたところに置けば、もしかするとその点はクリアできるかもしれませんが、イベントする側からすると、それがどういった効果があるのかということも検証しながら、施設

の設置、もしくはイベントの在り方について対応していく必要がありますので、その辺については、どの辺に造るかも含めて、あとはイベント全体の在り方についても含めて検討しなければならないと考えております。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） そのイベントの内容というものが非常にアカデミックというか、教育的施設、精神的な安定ということも含めた、いわゆる物販をする、何かを売ってもらうためのイベントということではないというところに中心が置かれるとすれば、何らかのそういった話合いもぜひ持っていただいて、より安全な施設であるべきところで行っていただきたいということでございます。

それでは、（2）万が一に備えた人員の配置について伺わせていただきます。

避難訓練、情報共有等も行われているということですが、どのような避難訓練、そして情報の共有は、どことどこが、どのような形で行われるのか。今回のようなことが当然あることとして考えると、そういったことがもっとしっかりされていなければいけないと思うんですが、どういったふうになっているんでしょうか、教えていただきたいです。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 観光文化スポーツ部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 高橋観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

避難訓練につきましては春と秋に、いわゆる火災の避難訓練を行っておりますし、それから地震を想定した訓練等も行っているところであります。

情報共有につきましては、館内にいるスタッフ、それからアテンダントも含めた形で、いろんな事業者が入っているケースがありますので、そちらの方たちと、こういう場合にはこういうふうにしましょうという定例的な打合せも含めて、協議をしながら安全対策に努めているところでございます。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。学校という形で、教室に入ってしまうと見えない部分というか、共有が難しいと思いますので、例えばアテンダント、職員が即座にマイラインみたいなもので、すぐにそれが非常時に行くようなシステム、そういうのは持っていらっしゃるんですね。お願いします。

○議長（伊藤順男） 高橋観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（高橋重保） 再質問にお答えをさせていただきます。

インカムという無線のような形のものが即座に、何かあったときには館内一斉に情報共有ができるようなものはありますし、それから、どういったときにはどう動くというふうな形でのマニュアル等も含めて、館内では情報共有をしているところでございます。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 屋外は天候次第で開いたり閉じたりということで、そして基本的には保護者の皆さんと遊んでいただくということを前提としているということなんです

が、どうしても屋外ですと、お子さんから目を離す親御さんとか、安心して遊ばせる、まして皆さんが、おもちゃ館は非常に公共性の高い、言ってみれば市の施設くらいの気持ちで遊びにおいでいただいているので、よりもっと安全な考慮が必要と思われるのですが、そういった遊びのプロ、それから災害に備えた人員の配置を考えていたことはありませんでしょうか。

○議長（伊藤順男） 高橋観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをいたします。

おもちゃ館と申しますのは、いわゆる親子で遊ぶというのを、まず基本に我々は考えておりました、親の方がちょっと目を離れた際に、例えば子供さんがちょっとした切り傷、擦り傷等は、ある程度はやむを得ないかなというふうに私たちは思っております。明らかにこちらの欠陥で起こった事故については、当然我々の責任になりますが、ふだんの行動の中でちょっと擦り傷とか、そんなものについては一定の許容の範囲だろうなというふうなことも含めて、大きな事故のないようにスタッフ一丸となって安全対策に努めております。

答弁でも申し上げましたとおりに、隅々まで完璧に見るということは多分不可能でありますので、できるだけそのスタッフがきめ細かく見れるような体制は取っているつもりでありますし、おもちゃ美術館からおもちゃ館になったからといって、それがどうのこうのということではありませんので、従前と同様に安全対策に努めていると認識しております。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） この質問の要旨の中にも書かせていただきましたが、お子さん連れが多いこと、非常にそのリスクが高いこと、そういったことを考えると、まして今、皆さんが携帯とかスマホというものを持っていて、何かあった場合に、その場面をちょっと撮られて、全国さ、ぴよっと1回出たら、もう終わっちゃうという、それくらいの重い気持ちで安全というものをもっと徹底するべきなような気がするんですが、万が一のことは、小さな傷とかそういったことはあるとは思いますが、そういったことへの思いというのは、もしくは話合いとかはされたのでございましょうか。

○議長（伊藤順男） 高橋観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

基本的に、スタッフは子供さん一人一人に声をかける、そして楽しんでいらっしゃいますかというふうなコミュニケーションを取る、それを常に基本としております。ですので、役割を与えられたその部屋、その部分については責任を持って対応しておりますので、これまでも、これからも、そういった姿勢は変えないで、きちんと安全対策を取っていると認識をしております。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 十分な人員だというふうに伺いましたが、やはり私は屋外の遊びに精通した、安全を見守ってくださる、そういったお兄さん、お嬢ちゃんみたいな方がいてくださって安全確認にも目を配り、そして子供たちの遊びにも目を配る、それくらいの人員を、もうちょっと外への安全を考慮した人員もぜひ増やしていただきたいという

ふうに、今のところ外はいないということでございましたので、ぜひそこもお願いできればと思います。まして、土日は大変たくさんの皆さんが屋外で遊んでくださいますので、余計そのところを心に留めておいていただき、安全対策に向かっていただきたいと思います。

(3) アテンダントの在り方について、再質問させていただきます。交通費、それから費用弁償はお支払いしているということでございます。こういうことと、もう一つは、来年度からはアテンダントからもお金を頂くような形になっているというお話を伺いましたが。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 観光文化スポーツ部長から答弁させます。

○議長（伊藤順男） 高橋観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（高橋重保） 今の再質問にお答えをさせていただきます。

交通費等の相当分というふうな形でお金をお支払いをさせていただいております。来年度からは、このように物価がどんどん上がってきておりまして、お便り等の経費が発生しているということから、一定程度の会費についても検討しなければならないかなというふうな話は聞いております。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） こういった諸物価の影響で少しお金を頂くことになるかもしれないことを検討しているということでございますが、私たちは民間でボランティアをやっておりますので、それぞれに500円とか1,000円とか会費を頂くことがあります。

でも、この場合はNPOがやっていて、そういった人たちからお金を取るという、講習とか何かそういう印刷物を配付するので、1人に幾らかお金を負担していただくということはどうなんだろうなという、物すごい落ち着かないんですが、どうなんですか。幾らでもないお金ですよ。72名で500円としても、そのお金がない。1,000円でも2,000円だとしても、それが公に近い指定管理が行われている、まして市が関係しているのであれば、市として、その費用は要りませんよというくらいの気持ちでアテンダントを募集していただかないといけないんじゃないかなという。

そして、その人たちの笑顔こそが、いわゆる売り物だということをずっと質問でもやっておりますけれども、そういったことについて、もう一度、お金を取る部分の自分たちの納得しているか、していないかという部分と、それからアテンダントの在り方についてどのようにお考えなのか、もう一度お願いします。

○議長（伊藤順男） 高橋観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

アテンダントの在り方につきましては、答弁でも申し上げておりますとおりに御協力をいただき、案内をしていただき、それで来ていただいた方に御満足していただけるような形での案内役というふうな、いわゆるサポート役と我々は認識をしております。その方たちの役割というのは非常に大きいと思っております。みんなで盛り上げていきましょうという発想の中での役割でありまして、その方たちに経営にどうのこうのというよりは、運営の中で全体をサポートしていただくというふうに認識をしております。

経費的なものにつきましては、あくまでも実費相当ということで頂いておりますし、その実費についても定価ではなくて、ある程度値引きといたしますか、いわゆるまけるというふうな行為の中でのお願いという形で、これだけは何とかお願いできないでしょうかという形で対応しているつもりでありますので、それをそのまま運営に回すとかそういったことではなくて、ある一定の実費負担という形での協議と思っておりますし、こちらから強制的にこうだということではなくて、そういうお願いをしながら対応していると認識をしております。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 本当にあそこでアテンダントとして頑張りたいという方々がいっぱいいらっしゃると思います。そして、いつも笑顔で接してくださいます。ありがたいことだと思うんですよ。そういった、あそこのアテンダントに、あそこの皆さんに見習おう。私たちもおもちゃ館に行ってアテンダントの在り方を見習って、あの人たちのように笑顔でお客さんに接することを、あの人たちに学ぼうと思われるような、そんな人たちでいてほしいなど。

例えば、さかなクンというのがいて、魚のことはみんな知っているわけですよ。そういった知識を、木の知識、それから鮎川の、由利町の知識みたいなものをふんだんに持っていて、そういった知識を出してくださるような、そういったアテンダント、そういったことを目指していただければ、何しろアテンダントの笑顔が次のリピートにつながると思いますので、そこはお願いでございます。

それでは、大項目2、風力発電について伺わせていただきます。

（1）住民の不安解消についてでございますが、ホームページや何かでも行ったし、説明会も行ったというふうに聞き及びましたが、どこでどれくらいの説明会、その火災後行われたのか、恐縮ですが、お願いします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 産業振興部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） ただいまの阿部十全議員の再質問にお答えいたします。

火災になって、それ以降、再開する際にどの程度の説明をしたのかと理解いたしました。私の記憶の範囲ですけれども、西目地域で発生した火災事故ということもありまして、総合支所において1か月に1回、町内会長の皆様方が、あるいは団体の皆様が集まった定例会を開催しております。その際にそういった時間を頂戴して説明をしたというふうに記憶してございます。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 大変な事故だったわけです。こういった事故があった場合、市民が不安にならないように、もしくは不安を解消するように説明会とか、事業者に頼むわけですが、そういったことについて市の方が一緒に同席していただいて、その内容とかが納得いくような、住民にとっても納得いって安心感を与えられるような説明であったかどうか、そういった御報告は受けていらっしゃるのでしょうか。

○議長（伊藤順男） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） ただいまの再質問にお答えいたします。

納得いったのかという非常に難しい御質問だと思いますが、先ほど話ししました西目地域の町内会説明の際には、そこには職員も同席しておりますし、そのほかにも消防本部、それから担当部署職員についても別の機会の説明をいただいております。

そのときに、火災の発生原因に加えまして、再発防止対策についても説明をいただきまして、私個人的な感想になってしまいますが、私個人といたしましては納得したつもりであります。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 個人的にはよかったのではないかと説明になっていたのではないかといただきました。集まった方が、ほぼほぼ会長さんだったらしく、本当に住民の皆さんにそれが伝わっていたのかどうかという部分ではいかがでございましょうか、そこら辺の把握はあるでしょうか。

○議長（伊藤順男） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） ただいまの再質問にお答えいたします。

誰を対象に、どこを対象にした説明会ならいいのかという質問だと思いますが、先ほど同様に大変難しい質問だと思いますが、いずれ町内会の代表者、会長、あるいは団体長の皆様に説明をしたということでございます。

我々の認識といたしましては、各町内会長、あるいは団体長を通じて、市民の方ですか、そういった方に周知いただけたいものと理解してございます。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。そういった思いを、市のほうではこういうふうを受け止めたということも住民に伝わるような形にしていただければと思います。

続いて、同じく大項目2の（2）土地利用に関する契約について、借主、貸主の協議でこれは決められていくものだという御答弁でございました。大変サイズが大きくなって、ましてめったにない火災が起きた。そして、今度また、更新事業で同じくその土地を利用する契約を結ぶ。そのときに、前に起きた火災のことも何もやらないで、また継続していくということに関して、ちょっと納得いかないんですが、法律上そういうものなんでしょうか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 総務部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） ただいまの再質問にお答えします。

先ほど答弁で申し上げましたとおりに、その他の事項は協議により決めるというふうな項目がございますが、契約書の中に、そのほかに、善良な管理者として使用するものとするという項目がありました。善良な管理者といいますのは、社会通念上、一般的な注意義務を負うということでございます。一般の方でも同じですし、事業者でも同じですが、火事を出してはいけないとか、あと、人にけがをさせてはいけないとか、人のものを盗んではいけないとか、そういったことはわざわざ契約書に一つ一つうたわなくても当然に守るべきことでございます。

また、会社の場合は、最近CSRという言葉もありますが、社会的責任というものもございまして、非常に世間の目を気にするといいますか、正しいことをしなければなら

ないという意識もありますので、当然、一般の人に課されている注意義務は事業者にも課されておりますので、一つ一つ細かい項目を契約書に盛りなくても守っていただけるものと考えております。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ということは、今稼働している風車に関しても、善良な事業者として、特別、火災が起きた場合のどうのこうのということは、今後検討していくということもしないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（伊藤順男） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） ただいまの再質問にお答えします。

今の契約書ではそういう条項になっています。ただ、火事を出さないようにしてくださいというふうに契約に盛り込むことは、ちょっと現実的じゃないと思います。ただ、一般的に社会通念上、想定される注意義務というのがありますので、それに従っている限り、相当の注意義務を果たして火事は起こさないようにするというのは、当たり前のことだと思います。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 今、西目地域に更新されようとしている新しいものは、全部火災報知機もついていて、一番の火災になる部分、電源の防火もしっかりし、それから次にブレーキのところも非常に出火の率が高いので、そこも今、技術的に新しいものを入れております。ナセルも既に防火のものが造られて、新しい機械はそういうのがもう既にできていて、それが建つわけですが、今稼働しているものに関しては、まだ、それがどこまでいっているのかなというものも分からなく、別に起こそうと思っているのではなくて、ほぼほぼ外的要因でありまして、防ぎようのないところで火災、災害が起きているわけですので、できれば土地利用に関してのそういった明確なことを事業者に求めるとか、しっかりした文書で確認するという、善良な事業者だから大丈夫だではなくて、私たちはこれを求めていると、これに関してはペナルティーがこれだけのことはあるというようなきっちりとした形を取るといことはお考えではないでしょうか。

○議長（伊藤順男） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） 先ほども申し上げましたとおりに、火災を起こさないのは事業所に限らず、個人でも当然守らなければならないことでございます。

私どものほうでは、前に火災がありましたので、事業所にはそういうことはないよというので注意したり、指導したりすることはあると思いますけれども、ただ、具体的に、例えば火災報知機をつけなさいとか、そういったことまで契約書に盛り込むのは現実的ではないというふうに考えております。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 多分そんなにお金のかかる設備ではないと思うので、せめて火災報知機くらいは設置しているのかどうかを確かめて、安全確認、ほかの今稼働しているところは大丈夫なようですよくらいのことをお答えいただければありがたいなと思った次第であります。

続いて、大項目2、（3）水源涵養地における風車建設による災害を未然に防止することについて、私はここで3点伺わせていただきました。この3点について、大変恐縮

でございますが、私としてはあまりきちっと答えがいただけていないような気がするんですが、1点目の山林の伐採、このことに関しては、申し訳ありません、今の答弁のところ、ちょっともう一度お願いできないでしょうか。(3)のところでございます。申し訳ありません。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 産業振興部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） ただいまの再質問にお答えいたします。

阿部十全議員からは3問について質問をいただいております。その3問につきましては、1つは山林の伐採による土砂災害、それから2つ目といたしまして林道拡幅等による水害、それから3点目といたしまして工事による水質悪化と、この3点でございます。

市長の答弁では、まとめて答弁をさせていただいたところでございますが、こちらの笹森山の事業につきましては、この事業区域が山林であること、それからその山林内に保安林が含まれる地域であることとなっております。

まず、その保安林の開発するには保安林解除の手続が必要であるということ、それから林地に関しては、一定規模以上の林地の開発につきましては林地開発の手続が必要であること、このようになっております。

阿部十全議員御質問されたこの3点につきましては、いずれもこの手続上において、こういったところが大丈夫なのかというふうなところを、それぞれ許可権者であります国、あるいは県において審査されることとなります。

そういったことから、阿部十全議員の御質問に対しては、審査の過程において十分対策が施されているか判断の上で許可になるもの、あるいはならないものと考えております。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。当然のことながら、現場の峠筋、それから山林なんかは御覧になったことはあるんですよね。

○議長（伊藤順男） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） 私個人というふうなところで申し上げるしかないんですが、事業区域、かなりの広範囲のところを全部歩いて、くまなく見て歩いたかということに対しては、しておりませんという答弁になるかと思いますが、いずれ、その事業区域がどういったところであるのかというところについては、目視あるいは図面上で確認しているということになります。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 一見して、ここは水に関して非常に危険な箇所だなという、毎年土砂崩れがあって、路肩崩れがあって、直しても、また来年崩れるというところでありまして。大分伐採が進んでおります。北ノ股の入り口のほうが、ほぼほぼ裸山みたいになってしまっていますが、山頂のほうは10年たったものと七、八年たったものと大きく伐採地が残っているんですが、そういったところ、見れば一目瞭然で分かる。

道路なんかがあるんですが、重機が入った道路でしょうけど、雨降れば、そこ川です

よ、ぶわーって。そういった状況で安全が施されると思うということによろしいのかなということをお願いします。

法律、森林法、たくさん条項があるわけですが、その法律に従って進められていくからしようがないんだという、そういったお考えでいらっしゃるでしょうか。現場を見ていただくと分かりやすいんですけどね。

○議長（伊藤順男） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） ただいまの再質問にお答えいたします。

見れば分かるだろうというニュアンスに受け止めましたけども、許可権者は、先ほど御説明しましたとおり、国あるいは県で判断するものとなりますが、その判断基準といたしまして、これは見た目でもはや駄目だよ、というふうなところの審査はないと思いますので、そういったところ、場所において土壌条件ですとか、そういった水利的なものについて、その開発に伴ってどういった対策を施していくのかと、それが安全であるのかという審査がなされるものと思いますので、その審査結果については許可になったり、ならなかったりということになるかと思えます。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。

最後に、（5）循環する自然環境を守るために尽力すべきことについてでございますが、それと併せて、今、御答弁の中で森林法というのが出てまいりました。たくさん法律で、国・県が保安林を解除すると言えば解除されるんです。自治体が、ここは自治体のために有益であると言えば、そこを伐採して入っちゃっていいという法律なんです。ただ、国・県がやるからいいのかということではなくて、森林法第10条の2、都道府県知事は開発する、そういったところを許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村の意見を聴かなければならないということになっているんです。ですから、関係市町村が、ここはぜひやめていただきたいんだということを言える立場で、これが法律で決まっております。ぜひ現場を見ていただいて、周辺住民の皆さんの声を聞いていただいて、ついでに今ワラビっこ、盛りでございますので、ワラビ取ってきて、その山に親しんでいただきたいということでございます。

最後に、この森林法第10条の2にはうたわれておりますが、そういったことを国・県に意見を申し上げていくということをしていただけないものでしょうか。申し訳ないです。お願いします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 先ほど来、答弁したことの繰り返しの質問が多々あるなというふうな印象を持っていますが、先ほど答弁したとおり、今のところ申入れ等を行う考えは持っていないと先ほどお答えをさせていただいたとおりであります。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 私もタイピングが遅いので、お答えいただいたことをメモできなかったことを大変失礼いたしました。

それでは、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（伊藤順男） 以上で、1番阿部十全さんの一般質問を終了いたします。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

○議長（伊藤順男） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、報告第2号から報告第10号まで、議案第109号から議案第112号まで、議案第114号から議案第117号まで及び議案第119号から議案第121号までの計20件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。よって、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（伊藤順男） 日程第3、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第122号から議案第125号までの4件を一括上程し、市長の説明を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） 追加提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告として、鳥海ダム建設の基本計画変更案について御説明申し上げます。

先月29日に、鳥海ダム工事事務所が開催した建設事業マネジメント委員会において、鳥海ダム建設の基本計画の変更案が提示されました。

変更案については、総事業費を当初計画から890億円増加の1,990億円とするほか、工期を4年延長し、令和14年度の完成を目指すものとなっております。

変更の主な要因として、事業費については資材価格と人件費の高騰などによるものとしているほか、また、工期については作業現場での働き方改革の推進により、作業員の時間外労働や休日作業の見直しに伴うものとなっております。

この後、本市や秋田県、関係省庁との計画変更協議を経て正式決定を行うと伺っております。

市といたしましては、完成時期が延期となることは大変残念であります。鳥海ダムができるだけ早期に完成されるよう、引き続き関係機関に強く要望してまいります。

それでは、追加提出議案について、その概要を御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、条例関係1件、契約締結案件2件、補正予算1件の計4件であります。

初めに、条例関係であります。

議案第122号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案ですが、これは新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業に従事する特殊勤務手当を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、契約締結案件についてであります。

議案第123号物品（小型動力ポンプ付軽積載車）購入契約の締結についてであります。これは本荘地域、矢島地域、東由利地域の消防団に配備する小型動力ポンプ付軽積載車5台について、株式会社旺住と購入契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第124号物品（災害対応特殊救急自動車（東由利救急））購入契約の締結

についてであります。これは東由利分署に配備する救急自動車1台について、秋田トヨタ自動車株式会社と購入契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、補正予算についてであります。

議案第125号令和5年度一般会計補正予算（第4号）につきましては、主な経費といたしまして、災害復旧費において公共土木災害復旧事業費を追加し、物価高騰対策に係る経費といたしまして、総務費において地域公共交通利用促進対策・事業維持支援事業費を、民生費において生活応援券事業費及び福祉施設等物価高騰対策事業費を、また商工費において温泉施設等利用促進事業費を追加いたします。

これらの財源は国・県支出金及び市債のほか、一般財源分を前年度繰越金で調整し、補正額として3億692万円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は493億9,579万6,000円となります。

なお、補正予算の概要につきましては、お手元に配付しております補正予算概要を御覧くださいますようお願いいたします。

以上が、本日追加提出いたします議案の概要でありますので、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（伊藤順男） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより、追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第122号から議案第125号までの4件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第122号から議案第125号までの4件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（伊藤順男） 日程第4、提出議案及び請願、陳情の委員会付託を行います。

議案・請願・陳情委員会付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

○議長（伊藤順男） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明6日から12日までは委員会開催等のため本会議は休会、13日午前10時より本会議を再開し、各委員会の審査報告、委員長報告に対する質疑、議案・請願及び陳情についての討論、採決を行います。

また、討論の通告は、12日正午まで議会事務局へ提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段の御配慮をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時02分 散 会